

基本方針 V 地球環境の保全と国際協力

1 地球温暖化の防止

地球温暖化防止のため、平成9年（1997）年に開催された地球温暖化防止京都会議（C O P 3）において日本は平成20年（2008）年から平成24年（2012）年の期間に、平成2年（1990）年と比較して温室効果ガスの排出を6%削減することに同意しています。国においては平成10年10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」を制定し、国、地方自治体、事業者、市民がそれぞれ温室効果ガスの排出抑制に取り組んでいくこととしています。

（1）環境家計簿の普及

近年の全国的な傾向として家庭生活における温室効果ガスの排出が伸びていることから、家庭における省エネルギーやごみの削減を通じて、温室効果ガスの削減をめざす、環境家計簿の普及をすすめています。

釧路市では、平成11年度に実施した環境家計簿モニターの意見を参考とし、より使いやすい環境家計簿を平成12年度作成し、公共施設等で配布するとともに、環境家計簿講習会を開催し、家庭生活における地球温暖化防止をすすめています。

表4-5-1 環境家計簿配布部数

年 度	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
配布数（部）	569	908	813	319	544	525	744	745

（2）グリーン購入の推進

リサイクル製品や省エネ型製品などの環境負荷の小さい製品やサービスを積極的に購入するグリーン購入は、地球環境保全をすすめるうえで重要な取り組みとされています。

国では、平成12年に「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」を策定し、グリーン購入に積極的に取り組んでいます。釧路市においては、平成13年「釧路市グリーン購入推進基本方針」を定め、毎年度目標を立てて、市の購入する物品・車両やサービスのグリーン化をすすめています。

また、環境月間パネル展などを通じて市民への普及をすすめています。

（3）自動車対策の概要

釧路市では、自動車による環境負荷を低減するため、体系的な道路網の整備、公共交通機関の利用や徒歩による移動の促進などといった自動車利用を抑制する呼びかけ、低公害車の導入、アイドリングストップ運動などをすすめています。

① アイドリングストップ運動

釧路市は、平成13年9月にアイドリングストップ宣言を行い、率先して実行するとともに、運動の趣旨に賛同する市民や事業者を「アイドリングストップ運動宣言者（企業）」として登録し、市民公募により作成したステッカー等を配付し、アイドリングストップの実践を呼びかけています。

平成15年度には、のぼり旗を追加作成し、庁舎敷地内やイベント会場での掲揚を行ったほか、環境月間パネル展などの各種イベントでパンフレット・チラシを配布し、アイドリングストップ運動宣言者の登録を受け付けました。

アイドリングストップ運動宣言者（企業）数は平成20年度末で45事業所となり、市民、事業者、市の参加自動車台数は2,927台となっています。

表4-5-2 アイドリングストップ宣言企業数と参加自動車総台数

	平成 14	平成 15	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20	合 計
企業数 (社)	1	3	1	1	0	0	4	45
自動車数 (台)	300	312	122	112	119	20	76	2,927

② 低公害車の導入

釧路市では、公用車への低公害車の導入に取り組んでおり、平成19年度末までに、6台のハイブリッド車を導入しています。平成20年度に釧路市の共用車として4台の低公害車を導入しました。その結果、平成20年度の釧路市の共用車45台のうち、ハイブリッド車6台、低排出ガス車26台となりました。

また、釧路市商業労政課が窓口となる「中小企業効率化近代化資金」（92ページ参照）では、中小企業の低公害車の導入についても融資の対象としています。

(4) メタンの発生抑制

メタンガスは地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの一つであり、その温室効果は二酸化炭素と比べ、21倍であると言われていています。

紙類、木くず、厨芥（ちゅうかい）ごみなどの可燃ごみを直接埋めたてることにより発生するメタンを削減するため、釧路市では、普及啓発や分別収集などを通じてごみの減量やリサイクルに取り組んでいます。

また、釧路広域連合による広域ごみ焼却施設の平成18年度からの本格稼働により、可燃ごみの埋め立てによるメタンの発生は大幅に削減されることとなります。

(5) 二酸化炭素吸収固定源対策

釧路市では、地球温暖化防止のため、森林などの地域の自然環境を保全しています。また、公共施設や道路などへの植栽をすすめ、二酸化炭素吸収固定源として樹木の増加に努めており、合わせて大量に二酸化炭素を固定化している湿原の保全に努めています。

(6) 釧路市地球温暖化防止実行計画

① 釧路市地球温暖化防止実行計画の策定

わが国では、平成10年10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定され、地方公共団体では、同法に基づき「地方公共団体の事務及び事業に関し、温室効果ガスの抑制のための措置に関する計画」を策定することが義務付けられています。

旧釧路市では平成16年3月に「釧路市地球温暖化防止実行計画」を策定しておりましたが、平成20年度には、阿寒地区・音別地区も含めた「釧路市地球温暖化防止実行計画」を策定しました。概要は次のとおりです。

表4-5-3 釧路市地球温暖化防止実行計画の概要

目的	・ 釧路市の事務事業に伴って生じる温室効果ガスの排出の抑制
位置付け	・ 地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3に基づく釧路市における「地球温暖化防止実行計画」
計画期間	・ 平成20年度から平成24年度
計画範囲	・ 市（職員）が直接実施する事務及び事業 ・ 市が直接管理する施設から排出される温室効果ガス及び管理委託から排出される温室効果ガス
基準年	・ 平成19年度
削減対象温室効果ガス	・ 二酸化炭素
二酸化炭素削減目標	・ 平成24年度における温室効果ガス（二酸化炭素）排出量を、平成19年度（基準年度）の排出量と比べて、1.2%削減（ただし、平成24年度までの施設の増減に伴う分を勘案すると実質3.8%削減）

② 平成20年度の釧路市地球温暖化防止実行計画の推進状況

平成20年度の釧路市の事務事業に伴って生じる二酸化炭素排出量は、平成19年度（基準年度）と比べて1.3%の削減となりました。各エネルギーの使用量は次のとおりです。

表4-5-4 エネルギー使用量の削減状況

使用エネルギー	H19年度(基準年) エネルギー 使用量	H20年度 エネルギー 使用量	エネルギー 使用量削減実績 (H20-H19)/H19
電気(kWh)	61,120,714	60,410,843	▲1.2%
A重油(L)	4,400,067	4,538,269	3.1%
都市ガス(m ³)	2,648,499	2,239,704	▲15.4%
熱供給(MJ)	47,895,927	49,292,344	2.9%
灯油(L)	1,043,395	987,831	▲5.3%
軽油(L)	328,020	347,563	6.0%
ガソリン(L)	229,718	227,771	▲0.8%
LPG(m ³)	21,211	24,044	13.4%

(7) 太陽光発電システムの普及促進

釧路市では、平成16年度から平成18年度まで釧路市住宅用太陽光発電システム導入補助制度により、合計で64件の助成を行い、その設置促進に努めました。

このほか、釧路市ではこれまで、昭和中央児童センター、総合体育館（湿原の風アリーナ釧路）において太陽光発電システムを設置するなど、普及啓発に努めています。

(8) 百万人のキャンドルナイトへの参加

全国的环境NGO（非政府組織）などの呼びかけにより、地球温暖化の原因である二酸化炭素を削減し、環境や省エネなどを考えようという「百万人のキャンドルナイト」に参加しています。

キャンドルナイトとは、6月の夏至の日の午後8時から午後10時までの間、全国の各家庭の照明や施設のライトアップなどの消灯を呼びかけるものです。

釧路市では、生涯学習センターなどの市民利用施設や市有施設等で、このイベントに参加しております。平成20年度は、6月21日～7月7日の間に、13施設が参加し、311kWhの省電力を行いました。

2 オゾン層の保護

釧路市建築課では、フロン等によるオゾン層破壊防止のため、公共施設においてオゾン層を破壊しないフロンへの転換を進めています。平成17年度において、市立釧路総合病院において、新冷媒への変更を実施しました。

3 地球環境保全への貢献

釧路市では、タンチョウやシマフクロウなど地域の希少動植物の保全を通じた生物多様性の保全への貢献や、熱帯林の保全を図るため、公共事業における熱帯材形枠等の使用量の削減、船舶からの廃棄物や廃油等の海洋流出の防止を促進するとともに、陸域における水質汚濁防止対策の推進や海洋汚染、投棄の防止に関する市民意識の向上を図り、地域の環境保全行動を通じて、地球環境の保全にも貢献しています。

4 国際協力の展開

釧路市では、釧路市環境政策課に事務局を置く釧路国際ウェットランドセンター（K I W C）の活動を通じて、地域のラムサール条約登録湿地の保全推進、国際ワークショップの誘致、海外からの研修員の受け入れ、専門家の派遣など国際協力事業を進めています（52ページ参照）。

釧路市教育委員会では、マリモの保護・研究活動を海外の大学や研究機関・博物館などと協力して進めており、特に阿寒湖とならんで球状マリモの存在が知られるアイスランドおよびエストニアとは、平成11年以降、職員の派遣・交流をはじめとして、共同調査の実施やシンポジウムおよびワークショップの開催など様々な取り組みが続けられています。